

湯沢市林業トップランナー養成研修支援事業費補助金交付要綱

令和7年3月26日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、林業トップランナー養成研修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、秋田県林業トップランナー養成研修（以下「林業大学校」という。）を受講する者に対し、受講料等の経費の一部を補助することにより、林業に関する専門的な知識及び技術を有し、森林の整備及び適正な管理並びに林業の振興を担う人材を育成することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 秋田県林業研修センター条例施行規則（平成26年秋田県規則第25号）第6条第1項の規定による許可（以下「受講許可」という。）を受けている者
- (2) 第6条の規定により交付申請をした日において市内に住所を有する者又は林業大学校の受講開始日以前において市内に住所を有していた者
- (3) 市税に滞納がない者
- (4) 林業大学校の修了後1年以内に市内に住所を有し、県内の林業分野に就業する意欲を有する者

2 前項第4号に規定する林業分野への就業とは、国勢調査における産業分類が林業若しくは木材・木製品製造業に該当する事業所との間で常用の雇用契約を締結すること又はこれら事業所以外の事業所との間で、同調査における職業分類が林業従事者に該当することとなる常用の雇用契約を締結することをいう。ただし、公務員については、この限りでない。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助金の額及び補助金の限度額は、別表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、研修期間の2年を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、林業トップランナー養成研修支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 林業大学の研修生であることを証する書類の写し
- (2) アパート等の賃貸借契約書の写し
- (3) 研修のために市外に住所を移したときは、前住所欄に湯沢市の住所の記載がある住民票の写し

2 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、補助金交付の可否について、林業トップランナー養成研修支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、林業トップランナー養成研修支援事業費補助金交付請求書（様式第3号）を提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求を受け、その内容を審査の上、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助決定者は、年度末までに、林業トップランナー養成研修支援事業費補助金研修実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 出席簿の写し等受講状況が分かる書類
- (2) 林業大学の受講料を支払ったことが分かる書類
- (3) アパート等の賃借料を支払ったことが分かる書類

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付に係る決定を取り消し、その内容を林業トップランナー養成研修支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該補助決定者に通知するものと

する。

- (1) 虚偽の申請等を行ったとき。
- (2) この告示の規定に反したとき。
- (3) 受講許可を取り消されたとき。
- (4) 林業大学校の受講を辞退したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条第1号から第4号までのいずれかに該当したとき。
- (2) 林業大学校の修了後1年以内に市内に住所を有しなかったとき。
- (3) 林業大学校の修了後1年以内に県内の林業分野に就業しなかったとき。
- (4) 林業分野への就業を3年間継続しなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を求めるときは、林業トップランナー養成研修支援事業費補助金返還命令書(様式第6号)により通知するものとする。

(修了報告及び就業報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、林業大学校を修了したときは、修了証書の写し又は修了証明書を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、就業したときは、就業状況が分かる書類を3年度間、毎年度1回、市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和10年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
林業大学校研修の受講料に相当する額	左欄の額の全額
林業大学校研修のために新たに確保した居住場所（以下「アパート等」という。）の賃借料（共益費を含む。）	左欄の額の2分の1以内の額とし、月額3万円を上限とする。 (千円未満切り捨て)